

宮崎県公報
別冊

平成31年3月28日付けで公表した平成30年度
包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の
結果を参考として講じた措置の状況について

令和2年1月

宮崎県監査委員

1 包括外部監査の特定事件

公有財産の管理について

2 包括外部監査の結果に基づく措置

平成30年7月20日から平成31年3月14日までの間に、県の19機関について、監査を実施した。その結果、9機関の55件について、改善の措置を講ずるよう文書で通知を行った。

該当機関からの講じた措置の報告については、次のとおりである。

区分	監査結果	講じた措置報告
結果	13	13
意見	42	43
計	55	56

注) 1つの意見が複数の機関にまたがる場合等があるため、上記「監査結果」と「講じた措置報告」の数は一致しない。

措置状況一覧表

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
第6 総論				
1. 宮崎県公共施設等総合管理計画について				
意見	<p>宮崎県の今までの取組みと総合管理計画の意義について</p> <p>宮崎県としては、現在の総合管理計画が完成されたものとの認識ではなく、今後策定される個別施設計画や施設の状態を把握することによって、総合管理計画を順次充実させていくことが必要である。また、今後施設等の総合的な管理を実現するためには、財産総合管理課だけでは難しい。各所管課の協力や、公共施設等に関する情報共有の方策など、更なる検討が必要である。さらに、今以上に総合管理計画の住民への認知度を高めることにより、住民との情報共有のもと総合管理計画を充実させていくことが求められる。</p>	<p>令和2年度までに策定する各施設の個別施設計画を踏まえ、令和3年度に公共施設等総合管理計画の見直しを図ることとしている。今後も関係部局との連携、施設の状態把握等を継続し、県有施設の総合的かつ計画的な管理の実現に努めたい。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画については県庁ホームページに掲載しており、引き続き、情報発信に努めたい。</p>	総務部 財産総合管理課	47
意見	<p>総務省のホームページにおける宮崎県のホームページへのリンクエラーについて</p> <p>総務省では、公共施設等総合管理計画をホームページにおいて公開している団体については、各地方公共団体の公共施設等総合管理計画を公表しているページにリンクしているが、宮崎県のリンクはリンクエラーとなっていた。県としては総務省に問い合わせの上、正しいリンク先へつながるようにする必要がある。</p>	当該事項については、監査期間中に県から総務省への依頼により、エラーが解消されている（監査人確認）。	総務部 財産総合管理課	49
意見	<p>財産総合管理課のサイトと総合管理計画について</p> <p>財産総合管理課のサイトから総合管理計画へはアクセスできない。本来であれば、財産総合管理課のサイトからでもアクセスできるようにすることが必要と考える。</p>	当該事項については、監査期間中に財産総合管理課のサイトからアクセスできるように改善済み（監査人確認）。	総務部 財産総合管理課	51

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
2. 公共施設マネジメントシステムについて				
結果	<p>システム調達に係る費用対効果の検証について</p> <p>今後、県有施設評価システムにおける課題（特にシステムの運用についての課題）を解決し、より費用対効果の高いシステムにする必要がある。また、システム導入の費用対効果の検証をすることが望ましい。</p>	<p>公共施設マネジメントシステムの施設評価機能は、県有施設を用途別にグルーピングし、品質面と供給・財務面から相対評価する仕様としている。一部施設で評価に使用する施設情報が不足していることから、今後、関係部局と連携して施設情報の充実に努めてまいりたい。また、システム導入の費用対効果については、今後の個別施設計画の策定、公共施設等総合管理計画の見直しにおけるシステムの運用状況等から評価を行ってまいりたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	61
意見	<p>県営住宅と県有施設評価システムの関係について</p> <p>県営住宅については、所管課である県土整備部建築住宅課独自のシステムによって管理しているが、今後、県が所有及び管理する全ての施設を総合的に管理する財産総合管理課においても、県土整備部建築住宅課との関係を踏まえつつ、県営住宅をどのように管理するかについての検討を継続することが必要である。</p>	<p>県営住宅に係る土地・建物の情報は公共施設マネジメントシステムに登録済みであり、維持管理コスト等の情報の充実に向けて所管課と協議・検討を進めている。また、県営住宅をどのように管理するかについては、施設ごとの維持管理等に係る具体的な取組を示す個別施設計画を策定済である。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	62
3. 公共施設等総合管理計画と地方公会計（固定資産台帳）等との関係				
意見	<p>宮崎県における総合管理計画と固定資産台帳との整合性について</p> <p>固定資産台帳と県有建物等データベースは、施設の分類方法や施設の対象が異なるためデータが完全に一致せずリンクしていない。ただし、固定資産台帳には、施設の財務データ、つまり施設の取得価格、簿価、減価償却累計額など、総合管理計画を充実させるための必要なデータも含まれていることから、将来的には両者をリンクさせることが望ましい。</p>	<p>公共施設等総合管理計画と固定資産台帳とは、その目的や対象が異なることから、現在、別々のシステムで管理を行っている。</p> <p>両者のデータベースをリンクさせることは施設情報の充実に資することから、新規に取得した資産については、統一した管理番号を付し、情報を共有できるよう改善を図っているところである。全資産情報のリンクについては、システム改修などのコストが見込まれるため、引き続き検討していきたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	63

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>固定資産台帳の活用課題及び活用方法について</p> <p>固定資産台帳は、現状、数字や単位は完全なものではない。総合管理計画等で活用するためにも、数字や単位を調整し、総合管理計画で活用できるようにする必要がある。</p> <p>また、将来的には固定資産台帳のデータを活用し、施設別の貸借対照表や損益計算書を作成し、施設全体の資産、負債の把握、また施設の収支の状況を把握することも検討の余地があると思われる。</p>	<p>固定資産台帳と県有建物等データベースをリンクさせることは施設情報の充実に資することから、新規に取得した資産については、統一した管理番号を付し、情報を共有できるよう改善を図っているところであるが、全資産情報のリンクについては、システム改修などのコストが見込まれるため、引き続き検討していきたい。</p> <p>また、地方公会計は、現金主義会計を補完するものであるため、まずは県の財務状況の分析への活用に取り組む一方、施設別の財務状況の把握への活用についても検討していきたい。</p>	総務部 財産総合管理課	64
意見	<p>最新の県有建物等のデータベース情報について</p> <p>現状のシステムから出力する資産カルテ等は施設により情報の濃淡がある。しかしながら、常に最新の県有建物等の情報を一覧でまとめたり、各施設の資産カルテを確認することは必要となる。この点、すべての部局が施設状態の情報を適切に把握し、公共施設マネジメントシステムに蓄積する情報を充実させることで、システム活用の向上が図られる余地があるものと思われる。</p>	<p>建物の部材（屋根や壁、電気・機械の設備等）やその劣化状況等の情報が不足している施設については、所管部局において対応できる施設から順次、調査等が行われる予定である。</p> <p>今後もシステムの施設情報を充実させながら、メンテナンスサイクルの構築など適切な施設の維持管理に活用してまいりたい。</p>	総務部 財産総合管理課	65
4. その他				
意見	<p>劣化状況調査の対象部局について</p> <p>宮崎県では、施設ごと6年に一度のペースで劣化状況調査を実施しているが、調査は将来の補修、改修を行うための根拠となるものなので今後も継続して行う必要がある。</p> <p>なお、現在は知事部局、教育委員会のみ調査を実施しているが、本来は県全ての施設を対象とすることが望ましい。</p>	<p>知事部局及び教育委員会では今後も劣化状況調査を継続するとともに、それ以外の部局においても対応できる施設から順次、調査等が行われる予定である。</p>	総務部 財産総合管理課	65

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>行政財産の貸付に関する要領の設置について</p> <p>行政財産の貸付に関しては、公有財産取扱規則の中に規定されており、必要な場合には普通財産（土地及び建物）の貸付料算定要領や行政財産の目的外使用許可事務取扱要領を準用している。但し、今後行政財産の貸付事例が増えた場合には、行政財産の貸付に関する独自の要領の制定も検討の余地がある。</p>	<p>行政財産の貸付の大部分は自動販売機敷であるが、自販機設置の場合は「県有施設における自動販売機設置者の公募選定に係る事務取扱要領」等の個別の貸付要領を制定しているため、行政財産の貸付事務取扱要領の制定は不要と考えている。ただ、自販機以外で行政財産の貸付を行っている事例があるので、今後調査を行い、行政財産の貸付事務取扱要領又は個別要領の制定を検討する他、目的外使用許可との取扱混同事例の場合は使用許可へ修正させる等の整理を行っていきたい。</p>	総務部 財産総合管理課	65
意見	<p>未利用財産の処分又は有効活用の促進について</p> <p>財産総合管理課が管理している普通財産のうち11件は、いずれも今後状況に応じて処分等の未利用財産の有効活用を行うとしている財産であるが、昭和42年に普通財産になったものもあることから、今後処分または有効活用に向けた努力が必要である。</p>	<p>長期にわたり未利用状態が継続している財産は、隣接者の同意が得られず境界が確定していない等の処分上の課題や位置や形状が悪く利用価値が見いだせない等の利活用上の課題を抱えている。</p> <p>年数経過につれ未利用財産が置かれている環境が変化して解決の糸口が見いだされることが想定されることから、今後ともそういった機会を積極的に活用しながら処分や有効活用につなげていきたい。</p>	総務部 財産総合管理課	66
第7 行政系施設（庁舎等）について				
3. 総論				
意見	<p>総合的な配置・整備計画の構築について</p> <p>今回の監査時点においては、本庁等総合的な有効活用に関する計画は確認できなかった。今後、維持・修繕にかかる費用を抑えつつ、本庁等総合的な計画を構築することが必要である。また、それは総合管理計画の目的とも一致することになる。</p>	<p>防災拠点庁舎の整備に伴う部局の配置については、関係部局と調整を進めているところである。</p> <p>また、本庁域の庁舎については、今後策定する個別施設計画に今後10年間の維持・修繕等の対策を示すとともに、令和3年度に公共施設等総合管理計画を見直す中で、将来の庁舎整備を中長期的課題として位置付ける予定である。</p>	総務部 財産総合管理課	71

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
結果	<p>システムの一次評価について</p> <p>県庁本館・1号館、3号館、企業局庁舎について、公共施設マネジメントシステムの役割は、システム結果が総合的な検討の材料となり得るものとするものである。そのためにシステムの運用は今後も改善が必要である。</p> <p>総合庁舎については、小林総合庁舎は比較的施設の活用は図られているが、西都総合庁舎は明らかに何らかの対応が必要である。県としては、この2つの施設について同じ評価結果になることについて検討し、今後のシステムの有効活用に向けた更なる検討が必要である。</p>	<p>システムの一次評価は、県有施設を用途別にグルーピングし、品質面と供給・財務面から相対評価する仕様としている。今後、品質面では劣化状況等の情報を、供給・財務面では利活用等に関する情報を充実させながら、一次評価の質の向上を図ってまいりたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	72
4. 県庁3号館				
結果	<p>劣化に対する対応状況について</p> <p>第4期劣化状況等調査報告書の結果、第3期劣化状況等調査においてすでに指摘されていたにもかかわらず未だに修繕等がなされないものが多く見られた。</p> <p>特に、非常用進入口の破損及び非常用照明は、危険度、緊急度のいずれも高いことから、早急な対応が必要である。</p>	<p>危険度、緊急度の高い箇所から順次対策を講じているところである。今後も個別施設計画の策定を見据え、計画的に修繕等の対策を行っていきたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	74

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>県庁庁舎群に係る各部署の総合的な配置・整備計画の策定について</p> <p>空室となる県庁3号館の執務室に他の県庁舎に入っている部署を移設することを考えると、当該他の県庁舎で更に空室が発生する等多数の部署に関連することとなる。</p> <p>このため、県は、県庁舎群全体の有効活用、円滑な行政サービスの提供等の観点から各部署について総合的な配置・整備計画を策定することが望ましい。</p>	<p>部局の配置については、関係部局との調整を進めているところである。</p> <p>また、本庁域の庁舎については、今後策定する個別施設計画に今後10年間の維持・修繕等の対策を示すとともに、令和3年度に公共施設等総合管理計画を見直す中で、将来の庁舎整備を中長期的課題として位置付ける予定である。</p>	総務部 財産総合管理課	77
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の結果について</p> <p>県は、公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の品質指標については、施設に係る保全状況を加味できるようにすることが望ましい。</p> <p>また、供給・財務指標については、可能な限り絶対評価の視点を踏まえて検討することが望ましい。</p>	<p>一次評価の品質指標については、今後の施設調査等の進捗に応じて、劣化状況を加味するなどの検討を行っていききたい。また、供給・財務指標についても、利活用等に関する情報の充実に努め、適切な指標を検討していききたい。</p>	総務部 財産総合管理課	77
5. 県庁本館及び1号館				
結果	<p>劣化に対する対応状況について</p> <p>県庁本館及び県庁1号館の劣化状況等調査は、それぞれ5年前、3年前に実施されているにも関わらず、未だに修繕等がなされていない箇所が複数存在していた。</p> <p>県庁本館及び県庁1号館は県庁舎群の中でも特に中心をなす重要な建物であり、早急な対応が望まれる。</p>	<p>危険度、緊急度の高い箇所から順次対策を講じているところである。今後、個別施設計画に基づき、計画的に修繕等の対策を行っていききたい。</p>	総務部 財産総合管理課	81

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>県庁庁舎群に係る各部署の総合的な配置・整備計画の策定について</p> <p>県は、県庁舎群全体の有効活用、円滑な行政サービスの提供等の観点から各部署について総合的な配置・整備計画を策定することが望ましい。</p>	<p>部局の配置については、関係部局との調整を進めているところである。</p> <p>また、本庁域の庁舎については、今後策定する個別施設計画に今後10年間の維持・修繕等の対策を示すとともに、令和3年度に公共施設等総合管理計画を見直す中で、将来の庁舎整備を中長期的課題として位置付ける予定である。</p>	総務部 財産総合管理課	84
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の結果について</p> <p>県は、公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の品質指標については、施設に係る保全状況を加味できるようにすることが望ましい。</p> <p>また、供給・財務指標については、可能な限り絶対評価の視点を踏まえて検討することが望ましい。</p>	<p>一次評価の品質指標については、今後の施設調査等の進捗に応じて、劣化状況を加味するなどの検討を行っていききたい。また、供給・財務指標についても、利活用等に関する情報の充実に努め、適切な指標を検討していききたい。</p>	総務部 財産総合管理課	85
意見	<p>評価対象施設の区分について</p> <p>県は施設の評価を行う際は、県庁本館と1号館はそれぞれを個別の施設として扱うことも検討の余地がある。</p>	<p>システムの施設情報は公有財産台帳とリンクさせているため、次回評価ではデータベースに支障が出ない範囲で見直しを検討したい。</p>	総務部 財産総合管理課	86
6. 小林総合庁舎				
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の結果について</p> <p>県は、公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の品質指標については、施設に係る保全状況を加味できるようにすることが望ましい。</p> <p>また、供給・財務指標については、可能な限り絶対評価の視点を踏まえて検討することが望ましい。</p>	<p>一次評価の品質指標については、今後の施設調査等の進捗に応じて、劣化状況を加味するなどの検討を行っていききたい。また、供給・財務指標についても、利活用等に関する情報の充実に努め、適切な指標を検討していききたい。</p>	総務部 財産総合管理課	89

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
7. 西都総合庁舎				
結果	<p>劣化に対する対応状況について</p> <p>第3期劣化状況等調査報告書の結果、第2期劣化状況等調査においてすでに指摘されていたにもかかわらず未だに修繕等がなされないものが見られた。二度指摘を受けた点検箇所のうち、緊急度が高い点検対象は補修がなされていたが、緊急度が中程度のものは修繕等が未了であった。</p>	<p>危険度、緊急度の高い箇所から順次対策を講じているところである。今後、個別施設計画に基づき、計画的に修繕等の対策を行っていきたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	93
結果	<p>敷地の有効活用について</p> <p>敷地面積4,251㎡を有しているにもかかわらず有効に活用されているとは言えない。</p> <p>たとえば、職員数48名（西米良駐在所7名を除くと41名）に対して、職員用駐車場が多い状況となっている。また、駐車場の管理が不十分の場合、無断駐車の可能性もある。県としては、駐車スペースの有効活用等、敷地の活用について何らかの検討が必要である。</p>	<p>駐車場は主に来庁者用であり、今後も土木事務所の工事関係者、各種手続の申請者等の駐車場として使用することとしている。また、今年度から庁舎の余剰スペースを宮崎地方検察庁に使用させており、庁舎及び駐車場の有効活用が図られると考える。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	95
結果	<p>テニスコートについて</p> <p>早急に台風で破損した構築物を撤去し、テニスコートとしての利用がないのであれば、テニスコートとしての使用を廃止することが必要である。</p>	<p>破損した構築物は措置済みであり、またテニスコートのフェンスなどの劣化については、危険度、緊急度の高い箇所から順次対策を講じているところである。</p> <p>現在、個別施設計画の策定を進めており、今後の行政ニーズや地域における必要性等の評価を踏まえ、施設の維持管理の対策をまとめることとしており、これらを受けてテニスコート部分の有効活用を検討していきたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	95
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の結果について</p> <p>供給・財務指標は、他の施設と比べても明らかに低い。実際に、2階の空きスペースについて何等かの検討が必要である。今後有効活用の方策を検討されたい。</p>	<p>一次評価では供給・財務面（利用状況等）が低い評価となっていたが、庁舎1階の出入口近くに空きスペースを設け、その部分を今年度から宮崎地方検察庁に使用させ、庁舎の有効活用を図っている。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	96

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	西都総合庁舎の在り方について 防災拠点としての地域的機能も十分に考えながら、総合庁舎としての施設の利用の在り方を早急に判断する事が、県全体の有用な施設を保持するために必要ではないかと考える。	現在、個別施設計画の策定を進めており、今後の行政ニーズや地域における必要性等の評価を踏まえ、施設の維持管理の対策をまとめることとしている。なお、西都・西米良地区の県土整備事業を担当する土木事務所に加え、今年度から庁舎の余剰スペースを宮崎地方検察庁が使用しており、総合庁舎としての機能向上に努めている。	総務部 財産総合管理課	97
8. 企業局庁舎				
意見	電気管理企業協会の会議室利用 電気管理企業協会が月に1回、1時間程度、会議室を利用している。しかし、現在電気管理企業協会に賃貸している利用料には、会議室利用料は含まれていない。他者に利用させるには、利用料を受けるか、又は使用貸借契約が必要であると考え	企業局庁舎に入居する団体の会議室利用については、執務部分の行政財産使用許可とは別に、利用の都度、企業局会議室等使用許可事務取扱要領による使用許可を行っている。	企業局 総務課	100
意見	庁舎の共同管理について 企業局庁舎と企業局庁舎内共用会議室・駐車場は、物理的に一つの建物であり、あえて所管課を分けるより、どちらかの課が一体的に管理する方が効率的ではないかと考える。	企業局庁舎の2階部分を知事部局が区分所有していることから、一つの建物を二つの組織が管理している。ただし、庁舎の安全及び環境維持に関わる警備や清掃等の業務については、どちらか一方がまとめて行った方が効率的であるため、企業局が知事部局から業務の委託を受け一体的に行っている。	企業局 総務課	100
		企業局庁舎の2階部分を知事部局が区分所有していることから、一つの建物を二つの組織が管理している。ただし、庁舎の安全及び環境維持に関わる警備や清掃等の業務については、知事部局が企業局に業務を委託して一体的に行っている。	総務部 財産総合管理課	

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>公共施設マネジメントシステムでの管理方法について</p> <p>公共施設マネジメントシステムにおいては、複合施設（複合施設が1つの建物を共有する配置形態）としての管理も可能なので、将来的には、複合施設としてのシステム管理を検討する必要がある。</p>	<p>企業局庁舎については、庁舎の一部を知事部局が、その他を企業局が所有・所管しており、普通会計と公営企業会計に分けて財産管理を行っていることから、公共施設マネジメントシステムにおいても別々の施設としてデータを管理する必要がある。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	100
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の結果について</p> <p>一次評価は高い数値となっている。ただし、当該施設では、設置当初からすると水力発電総合制御室の空いたスペースを見学スペースに用途変更したケースもみられた。</p> <p>施設の有効活用や良好に維持していくためには、そのレイアウトの見直しも中期的に必要なと思われる。</p>	<p>現在進めている庁舎改修工事の基本設計及び詳細設計において、各フロアのレイアウト見直しを行うなど、施設の有効活用と良好な維持管理のために必要な検討を行っている。</p>	<p>企業局 総務課</p>	100
<p>第8 行政系施設（その他施設）について</p> <p>3. 総論</p>				
意見	<p>施設の特徴と今後の方針</p> <p>行政系施設（その他）は建設年度の古い建物が多い上に、比較的大規模な建物も多いことから、全般的には、今後、維持・修繕や大規模改修・更新等に多額の費用が必要になることが予想される。また、安全確保の実施方針や耐震化の実施方針は、今後も明確に策定していくことが望まれる。</p>	<p>公共施設等総合管理計画に示した「安全確保の実施方針」、「耐震化の実施方針」を踏まえ、今後、施設ごとの具体的な取組を示す個別施設計画を策定することとしている。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	104

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
結果	<p>システムの一次評価について</p> <p>宮崎県ひなもり県民ふれあいの森が形式上廃止との結果となっているが、明らかに県民にとって活用度の高い施設である。この点を含め、一次評価の今後の改善点を検討する必要がある。</p>	<p>当該施設の一次評価は、用途が類似する施設の中で、近年、老朽化に伴う設備更新等に経費を要していたため、比較的運営コストを要する施設と評価されたものである。この一次評価を参考に、二次評価では今後の利用ニーズや地域における施設の必要性を検討し、将来の施設のあり方や維持管理の方針を評価し、個別施設計画を策定することとしている。</p> <p>また、システムの一次評価については、継続的に施設情報の充実に取り組み、適切な評価指標の設定を検討しながら、評価の精緻化に努めてまいりたい。</p>	総務部 財産総合管理課	105
4. 宮崎県ひなもり台県民ふれあいの森				
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の結果について</p> <p>県は、公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の品質指標については、施設に係る保全状況を加味できるようにすることが望ましい。</p> <p>また、供給・財務指標については、可能な限り絶対評価の視点を踏まえて検討することが望ましい。</p>	<p>一次評価の品質指標については、今後の施設調査等の進捗に応じて、劣化状況を加味するなどの検討を行っていききたい。また、供給・財務指標についても、利活用等に関する情報の充実に努め、適切な指標を検討していききたい。</p>	総務部 財産総合管理課	109

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
5. 北部福祉こどもセンター				
意見	<p>劣化に対する対応状況について</p> <p>第3期劣化状況等調査報告書の結果、第2期劣化状況等調査においてすでに指摘されていたにもかかわらず未だに修繕等がなされないものが見られた。この点については、劣化度、危険度及び緊急度も低く、経過観察をしているとの事であった。</p> <p>よって、該当箇所は前回調査より目視できる改善点は無かったので、同様の指摘事項が記載されたものと考ええる。</p> <p>なお、前回の劣化状況等調査報告書で指摘されている場合、前回より劣化状況等がどう変化したか確認記載が有用であると考ええる。</p>	<p>第2期劣化状況等調査における指摘の内、劣化度、危険度及び緊急度が低く、経過観察としていたことにより、第3期劣化状況等調査において再度指摘された事項については、既に修繕等を終えているところであり、今後とも、劣化状況等の把握とともに、必要に応じて、財産総合管理課や福祉保健課と協議していきたい。</p>	福祉保健部 北部福祉こどもセンター	114
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の結果について</p> <p>システムでは供給・財務指標は、やや低い。このことは、施設の有効活用がなされていないことを意味している。</p> <p>児童居室は5室有しており、各室の定員は3名となっている。しかし、実際には入居する児童の状況により各室1名ずつ入居させている事が多い。定員や室数については、利用ピーク時に備えて複数の室を用意しているとの事であった。入居する児童数については予測が難しいと推測されるが、今後施設管理をするうえでも、入居児童数、男女別、入居期間、症例などの様々なデータを管理分析しておく必要があると考ええる。</p>	<p>入居した児童の人数、男女別、種別、入居期間、さらには実際に使用した居室名等のデータを管理を行うこととした。</p> <p>一次評価の品質指標については、今後の施設調査等の進捗に応じて、劣化状況を加味するなどの検討を行っていきたい。また、供給・財務指標についても、利活用等に関する情報の充実に努め、適切な指標を検討していきたい。</p>	福祉保健部 北部福祉こどもセンター	116
			総務部 財産総合管理課	

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
6. 延岡保健所				
結果	<p>劣化に対する対応状況について</p> <p>調査報告書に記載されていた地盤の沈下について現地確認を行ったが、周辺の沈下状況を鑑みれば、長期的に地盤沈下への対応策を検討する必要があると思われる。</p>	<p>地盤沈下については、監査報告にも記載されているとおり営繕課が平成30年1月16日に実施した調査(第3期劣化状況等調査)によると、劣化度低(概ね5年以降に修繕・改修が必要)、危険度低(概ね5年以降に修繕・改修が必要)、緊急度低(緊急性の低いもの)との結果がでている。</p> <p>日々、経過を観察するとともに、財産総合管理課へ地盤沈下の対策を相談し、必要に応じて福祉保健課を通じ、改修予算を要求することとしたい。</p>	福祉保健部 延岡保健所	120
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価の結果について</p> <p>品質指標は築年数で評価されているが、現地で建物を見る限りにおいても劣化を感じるものであった。将来建物の改修又は立て替えを選択するにしても、建物周辺の地盤沈下の対策が必要であると考え。</p>	<p>地盤沈下については、監査報告にも記載されているとおり営繕課が平成30年1月16日に実施した調査(第3期劣化状況等調査)によると、劣化度低(概ね5年以降に修繕・改修が必要)、危険度低(概ね5年以降に修繕・改修が必要)、緊急度低(緊急性の低いもの)との結果がでている。</p> <p>日々、経過を観察するとともに、財産総合管理課へ地盤沈下の対策を相談し、必要に応じて福祉保健課を通じ、改修予算を要求することとしたい。</p>	福祉保健部 延岡保健所	123
		<p>一次評価の品質指標については、今後の施設調査等の進捗に応じて、劣化状況を加味するなどの検討を行っていききたい。また、供給・財務指標についても、利活用等に関する情報の充実に努め、適切な指標を検討していききたい。</p>	総務部 財産総合管理課	
第9 職員宿舎について				
3. 総論				
意見	<p>同計画の修繕・補修について</p> <p>職員宿舎は入居職員の生活・安全に直結する居所であるので、適時に適切な修繕・補修を実施する必要がある。</p>	<p>劣化状況等の状態把握に努めながら、個別施設計画に基づき計画的な修繕等の対策を講じていくこととされている。</p>	総務部 財産総合管理課	135

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>同計画の耐震診断について</p> <p>木造の職員宿舎は職員宿舎全体の25.8%も占めており、また、南海トラフ地震の発生が予測されている地域でもあるので、同計画に沿って耐震診断を早急に実施する必要がある。</p>	<p>今後も継続利用を予定している木造の宿舎については、個別施設計画に基づき、耐震診断を実施し、必要な対策を講じていくこととしている。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	135
意見	<p>同システムの相当性について</p> <p>現地調査を行った7つの職員宿舎の内5つで、一次評価と二次評価の結論が相違している。今後、以上を踏まえた公共施設マネジメントシステムの修正・変更を検討されたい。</p> <p>なお、以上の点は所管課である財産総合管理課でも認識しており、各施設の二次評価終了後に、問題点を洗い出した上でより良いシステムの運用を検討していくとしている。</p>	<p>システムの一次評価は、各宿舎の老朽化及び入居状況の偏差値であり、その結果を参考に、二次評価は、今後の利用ニーズや地域における必要性、部局横断的な集約化等を総合的に検討し、今後の宿舎の方向性を評価するものである。よって一次と二次の評価結果は必ず一致するものでない。</p> <p>なお、システムの一次評価を精緻化させていくため、今後も継続して施設情報の充実を図りながら、適切な評価指標を検討していきたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	136
4. 職員宿舎生目台（一般）				
意見	<p>劣化に対する対応状況について</p> <p>二次評価（10年間）が「維持管理・修繕」となっており、「2033年および2034年頃（法定耐用年数）まで使用予定であり、維持管理・修繕を行う。」となっているのであるから、危険度・緊急度の高いものから修繕等を近く実施すべきである。</p>	<p>危険度、緊急度の高い箇所から順次対策を講じているところであり、今後も個別施設計画に基づき、計画的に修繕等の対策を行っていきたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	138
意見	<p>財産（土地、建物）台帳との突合について</p> <p>財産（土地・建物）台帳の正確な記載は、公有財産の管理・運営のための基本であるので、正確な財産把握および台帳記載に努める必要がある。</p>	<p>公有財産台帳への登載が漏れていた倉庫5棟について、平成31年3月に台帳登載の修正を行った。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	141

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
5. 職員宿舎大塚台（一般）				
結果	劣化に対する対応状況について 第3期劣化状況等調査報告書で上記報告がされているにもかかわらず、その後4年間が経過しているのに、未だに修繕等がなされないものが見られた（ここ近年、大規模修繕等を行っていないとのこと）。早急な対応が必要である。	危険度、緊急度の高い箇所から順次対策を講じているところであり、今後も個別施設計画に基づき、計画的に修繕等の対策を行っていきたい。	総務部 財産総合管理課	143
6. 職員宿舎和知川原（公舎）				
結果	劣化に対する対応状況について 平成30年度にお風呂およびフローリング化の改修工事が実施されたものの、第3期劣化状況等調査報告書の上記報告から約4年間経過しているのに、未だに修繕等がなされないものも見られた。早急に対応する必要がある。	危険度、緊急度の高い箇所から順次対策を講じているところであり、今後も個別施設計画に基づき、計画的に修繕等の対策を行っていきたい。	総務部 財産総合管理課	149
意見	財産（土地、建物）台帳との突合について 財産（土地・建物）台帳の正確な記載は、公有財産の管理・運営のための基本であるので、正確な財産把握および台帳記載に努める必要がある。	公有財産台帳からの削除がもれていたポンプ室1棟について、平成31年3月に台帳の誤記訂正を行った。	総務部 財産総合管理課	150
7. 大塚台西警察官待機宿舎・大塚台職員宿舎				
意見	劣化に対する対応状況について 本件施設に関する劣化状況等の調査は、建築基準法に基づく定期点検を実施しており、他施設における劣化状況等調査報告書と調査内容や様式が異なっている。 今後は、公共施設等総合管理計画の確実な実現のために、統一的な調査形態が望ましい。	知事部局では、①建築基準法に基づく定期点検と、②定期点検項目に含まれていない部位についての劣化状況調査、の2部構成で調査を外部に委託し実施している。 このうち①については、本課で実施している定期点検と同じ内容である。②については、点検の項目としてはあげていないため、実施していない状況である。 以上のことから、指摘のあった統一的な調査形態とするため、他部局同様の調査委託を実施すべく、予算要求を行い、知事部局と同様な調査を実施し「県有建物の保有・運営維持の最適化」に努めていきます。	警察本部 警務部 施設装備課	154

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価・二次評価について</p> <p>一次評価のポートフォリオでは「廃止」に分類されているが、二次評価（長期）「検討（集約・複合化）」の結論は相当と考える。隣接の大塚台職員宿舎につき売却方針であれば、早期に実行に着手すべきであるし、また、それに伴い、他部局の職員が本件施設に転居してくることが予想されるのであるから、B棟の入居再開・補修工事等を早い段階で計画・実施する必要がある。</p>	<p>当該宿舎に隣接する知事部局と教育委員会の宿舎と合わせて、部局横断的に集約化を図る計画であり、集約後は部局間を問わない宿舎として利活用する方針である。</p> <p>〔計画内容〕</p> <p>①当該宿舎知事部局へ所管換を実施 ②知事部局による大規模改修を実施 ③全部局が使用可能な宿舎として利活用 ④知事部局と教育委員会の宿舎を段階的に廃止・転用売却処分</p>	警察本部 警務部 施設装備課	155

8. 職員宿舎塩浜（一般）

結果	<p>劣化に対する対応状況について</p> <p>近年補修工事等を行っていないとのことで、第4期劣化状況等調査報告書の結果、第3期劣化状況等調査においてすでに指摘されていたにもかかわらず未だに修繕等がなされないものが見られた。早急な対応が必要である。</p>	<p>危険度、緊急度の高い箇所から順次対策を講じているところであり、今後も個別施設計画に基づき、計画的に修繕等の対策を行っていきたい。</p>	総務部 財産総合管理課	159
----	--	---	----------------	-----

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価・二次評価について</p> <p>一次評価のポートフォリオでは次のとおり「他用途への転用」に分類されているが、近くにある職員宿舎出北（一般）のほうに集約することで、二次評価は「廃止」となっている。</p> <p>確かに、入居率の低下を踏まえると、職員宿舎を塩浜・出北のいずれかに集約することは理解できるが、むしろ本件施設に、職員宿舎出北を集約するほうが、将来的な経費（維持・修繕費）の抑制に繋がるだろうし、施設の有効活用（入居率の維持・向上）となるだろう。</p> <p>また、仮に、職員宿舎出北のほうに集約するとしても、本件施設につき、民間にどの程度の価格で売却できるのか、他用途への転用（宮崎県公共施設等総合管理計画に記載があるように、市町村への貸付など）のほうに条件的に有利でないか、など分析・検討を始める必要がある。</p>	<p>入居率の推移や今後の利用ニーズ等を踏まえ、今後、当該宿舎は廃止し、市街中心部に立地する出北の宿舎に集約するよう検討を進めていく。</p> <p>なお、廃止後の宿舎については、県による転用の検討や、延岡市における利活用などを照会し、そのニーズがない場合に売却等の処分を検討することとしている。</p>	総務部 財産総合管理課	162
9. 職員宿舎出北（一般）				
結果	<p>劣化に対する対応状況について</p> <p>近年改修工事等を行っていないとのことで、第4期劣化状況等調査報告書の結果、第2期あるいは第3期劣化状況等調査においてすでに指摘されていたにもかかわらず未だに修繕等がなされないものが見られた。早急な対応が必要である。</p>	個別施設計画に基づき、計画的に修繕等の対策を行っていきたい。	総務部 財産総合管理課	165

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>財産（土地、建物）台帳との突合について</p> <p>現地にて、財産（土地・建物）台帳の記載と、現在の所在財産を突合したところ、既に撤去されていて存在しないポンプ室が、まだ存在するものとして建物台帳に記載が残っていた。</p> <p>思うに、財産（土地・建物）台帳の正確な記載は、公有財産の管理・運営のための基本であるので、正確な財産把握および台帳記載に努められたい。</p>	<p>公有財産台帳からの削除がもれていたポンプ室1棟について、平成31年3月に台帳の誤記訂正を行った。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	168
意見	<p>公共施設マネジメントシステムにおける一次評価・二次評価について</p> <p>一次評価のポートフォリオでは次のとおり「廃止」に分類されているが、近くにある職員宿舍塩浜（一般）を本件施設に集約するというところで、二次評価（長期）は「継続」となっている。</p> <p>確かに、入居率の低下を踏まえると、職員宿舍を塩浜・出北のいずれかに集約することは理解できるが、前記のとおり、職員宿舍塩浜に集約する方が望ましいと考える。</p> <p>仮に本件施設に集約する場合、今後も長きにわたって利用できるように、改修工事等を実施すべきである。</p>	<p>個別施設計画では、入居率の推移や今後の利用ニーズ等を踏まえ、出北の宿舍に集約し、長寿命化に向けた老朽化対策を行うこととした。今後、同計画に基づき適切な対策を講じていきたい。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	168

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
第10 県営住宅について				
3. 総論				
意見	<p>宮崎県営住宅長寿命化計画における将来の建替え・修繕等のコスト見積もりの適正性について</p> <p>宮崎県営住宅長寿命化計画をレビューした結果、計画期間（10年間）における事業費を概算で計算されていたが、用途廃止予定の県営住宅については、解体時期が未確定のため、解体工事費用を計算されていない。解体工事費用の取り扱いについて今後検討が必要である。</p>	用途廃止予定の県営住宅については、新規入居者募集を行わず、現入居者の自主的な退去が完了した後に用途廃止することになるため、解体工事費用を計算していないが、解体費用の単価は定めているところであり、具体的な計画が定まった段階で、宮崎県営住宅長寿命化計画に記載する。	県土整備部 建築住宅課	171
意見	<p>宮崎県営住宅長寿命化計画における建替事業の実施方針について</p> <p>個々の団地の建て替えにあたっては、現入居者の意向はもとより、建替計画策定時点での当該市町村における公営住宅の需要動向の意見調整等を行う必要があり、こうしたプロセスを経て建替事業の規模は変化する。このため、個別施設の建替事業の具体的内容の検討は、個々の団地に着手する時点で上記プロセスを経て行うこととしている。このことから、これらの実施方針を踏まえ、具体的に建替計画の検討を継続することが必要である。</p>	建替予定の団地については、建替事業の実施方針に基づき具体的内容の検討を行い、適切な建替計画となるよう検討を継続する。	県土整備部 建築住宅課	172

監査の結果及び意見		講じた措置等	所 管	(参考) 報告書 ページ
区分	内 容			
意見	<p>公共施設マネジメントシステムへの入力及び管理について</p> <p>県営住宅については、所管課である県土整備部建築住宅課独自のシステムによって管理しているが、今後、県が所有及び管理する全ての施設を総合的に管理する財産総合管理課においても、県土整備部建築住宅課との関係を踏まえつつ、県営住宅をどのように管理するかについての検討を継続することが必要である。</p>	<p>県営住宅に係る土地・建物の情報は公共施設マネジメントシステムに登録済みであり、維持管理コスト等の情報の充実に向けて所管課と協議・検討を進めている。また、県営住宅をどのように管理するかについては、施設ごとの維持管理等に係る具体的な取組を示す個別施設計画を策定済である。</p>	<p>総務部 財産総合管理課</p>	172